

東大阪市教育委員会令和2年11月定例会

1 日 時 令和2年11月16日(月)
開会 午後3時00分
閉会 午後4時20分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
学校施設整備監	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	福 原 信 吾
教育政策室長	永 吉 勝 則
社会教育部次長	安 井 晶

4 議 事

【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和2年11月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は山中委員をお願いいたします。本日の会議でございますが、日程第1「議案第44号 ICTを活用した教育の推進に関する基本方針策定の件」から日程第3「議案第46号 東大阪市図書館協議会委員任命の件」までを議題といたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

【大原教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第44号 ICTを活用した教育の推進に関する基本方針策定の件」につきましては、平成29年に告示された学習指導要領により、「情報活用能力」が「学習の基盤となる資質・能力」として位置づけられ、情報活用能力の育成を図るために各学校においてICT環境を整備し活用することで学習活動の充実を図ることとされたこと、また、GIGAスクール構想の実現のため1人1台の情報端末を令和2年度中に配備することから、全ての学校においてICTを活用した教育を着実に実現するために、本市におけるICTを活用した教育の実践についての基本方針を策定するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第45号 東大阪市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、令和2年4月1日付で、東大阪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が施行され、学校教育にかかるものを除くスポーツに関する事務等が市長の権限において執行されることとなったことに伴い、教育、スポーツ及び文化の振興に関し、功績顕著なものを表彰する教育委員会表彰についても見直しを行い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、日程第3「議案第46号 東大阪市図書館協議会委員任命の件」につきましては、図書館法に規定される図書館協議会の委員について、令和2年11月19日で任期が満了することから、委員14名を任命するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

【土屋教育長】

日程第1議案第44号「ICTを活用した教育の推進に関する基本方針策定の件」でございますが、お手元に現在の学校におけるICT活用状況等についてまとめた資料を配布しておりますので、この辺り含めて諸角教育次長から当該基本方針について説明をお願いしたいと思います。

【諸角教育次長】

ICTを活用した教育の推進に関する基本方針の冊子の流れに沿って、少し説明させていただきます。1ページの「はじめに」で、東大阪市のICT教育に対する大きな方向づけがされているところです。2段落目の最後の方に、ICT化を加速するGIGAスクール構想について、これまでは年次段階的に導入していくという流れであったのが、このコロナ禍という大きな事象が起きた関係から前倒しになったということで、それに対応するということを書いています。また、4段落目の最初の方で、東大阪は、子どもたちが情報社会の中で生きる力を育て備えていくためにICTを活用した教育の実践は必要不可欠、というスタンスで取り組むということを確認しております。生きる力という部分につきましては、学習指導要領の前改定、10年以上前から示されてるものですが、情報社会の中でということを確認にしたということで、これからの新しい時代での生きる力というのは10年以上前に言われていた力とまた変わってくるということで、初めに書かせていただいております。

2ページ目ですが、基本的な考え方として、ICTというのはインフォメーション・コミュニケーション、つまり様々な人たちと繋がり合って、という部分を包括しておりますので、新しいICT環境で進める東大阪市の教育の基本目標は、このICT環境の中で「一人ひとりが自ら学ぶ力を育む」として打ち出させていただく予定です。

次の（２）では、新しいＩＣＴ環境で進める教育がめざすものということで大きく３つ示しておりますけれど、一つは「個別最適化された学び」、もう一つが「つながり互いに高め合う学び」、最後に「ＩＣＴを用いて創造し、表現する学び」、これを子どもたちが主体的に自ら学んでいく、そういった環境をしっかりと整備し、またそういった指導を学校でも行っていきたいということで、大きく３つに分けさせていただいております。

３ページにそれを細かく分けて解説しておりますけれども、「個別最適化された学びの実現」につきましては、現在、学校では教室での一斉授業を中心に習熟度に応じた少人数授業、個々の必要性に応じた支援などの工夫をしている、というのがこれまでの大きな流れでした。ＩＣＴ環境が整備されることで、今まで以上の細かさで取組んでいくというのが、この個別最適化された学びの一つの大きな柱です。

「他者をつながり互いに高めあう学びの実現」については、時間的・空間的な制約を超えて他者につながるができるので、オンライン授業、つまり実際に面と向かわなくても授業が成り立つという環境をつくることができるようになります。最後にはこの特徴を生かした教育を進めていきます、ということをお東大阪市として示しております。

「創造し、表現する力を育む学びの実現」については、「Society5.0」時代ということで、これは教育委員会としても学校に対してずっと投げかけ続けております。なかなかこの時代自体がイメージしにくいんですけれども、まずはこの言葉の浸透を図っていきたいと考えております。そして、そういう時代をわかりやすく言うと、多くの仕事が技術により置き換わっていく、つまり今の子どもたちにこれからの社会で活躍するキャリア教育を進めるにあたって、今の職業だけでは対応できない、１０年２０年後なくなる職業もあるだろうし、新たに生まれる職業もあるだろう。あらかじめ決められた道を定められた通り歩む力以上に、新しい道を見つけ出して自らが歩みを定めていく力が必要ということで、そういう視点で投げかけていきたいと考えております。

続きまして、６ページです。本市は、小中一貫教育を一昨年度から全市的に進めてきております。その小中一貫教育とＩＣＴの一番の繋がりというものは、特設教科 夢TRY科であると思っております。夢TRY科と同様に、学習支援ツールを用いて子どもたちが

自ら考え表現する学習を、中学校区で系統的に計画するということ。そして、義務教育9年間の学びをより一層つなぐということ、このICT環境の中で進めていきたいということ、ここを示しております。

続きまして7ページです。情報活用能力につきましては、(1)でICT機器の活用、(2)では学習指導要領に示されている資質能力の三つの柱を示しております。

続きまして11ページをご覧ください。プログラミング教育について、コンピューターを動かすためのプログラムを作るような、そういったイメージが一般的には強いかと思いますが、そうではなく順序だてて考えること等、そういった思考の部分を強調したいということで、プログラミング的思考ということ、これを挙げております。12ページに具体的にコンピューターを動作させるための手順を示しておりますけれども、図4に示しますように、プログラミング的思考を働かせるということ、子どもたちに培っていきたいと考えております。ただし、これについては13ページにありますように発達段階に応じたプログラミング教育ということで、小学校段階からプログラミング教育が学習指導要領で定められておりますけれども、中学校ではより専門的になるという関係から、小中をしっかりとつないでいきたいと考えております。

続きまして14ページからは、教科等の指導におけるICT機器の活用ということで、ざっと教科の指導について示させていただいております。16ページの下図がわかりやすいのですが、学校におけるICTを活用した学習場面ということで、平成26年に文部科学省の方から示された図でございます。この部分について、本市の学校には40台以上、多いところでは80台のiPadが導入されておりますので、現状の東大阪市の活用状況はどうなんだろうかと思い、学校を訪問してきました。その報告が先ほどお示したカラー刷りの資料です。スタートが10月15日の北宮小学校で、11月5日の小阪中学校まで全部で8校を訪問しました。どこでもまず驚いたのはiPadが取り合いになっているということです。まだ40台、80台しかありませんので、それをどう使うかということで、先生方が自分はこのように使いたい、というような様々な発想を持っています。一番特徴的で私の中で印象的でありましたのは、右下の孔舎衛中学の先生がおっしゃった言葉

で、「明確に指示すれば i P a d 授業では寝る子はいません。」ということです。この時間の授業は、i P a d を何に使ってもいいので、各国の様子を 4 人 1 チームで英語で紹介するとうものでした。最初はその国の特産物とか、そういうのを単純に調べて並べている子が多く、こういう調べ学習だろうなと思っていたのですが、私が驚いたのは、しばらくするとそれを日本語で書いて、その日本語を G o o g l e 翻訳を使って英文に変え、それを自分のプレゼンする時用にプレゼンノートとしておりました。そして、次に驚いたのは、ある子がその英語を G o o g l e 翻訳で発音させ、それをずっと聞いて自分でその発音の練習しだしたことです。1 人はプレゼンをするために発音までしっかり聞きながらやっていて、知らない英単語があってもそんなことは構わず、自分が発表するために必要だからこの英語を学んでるといふ、そういうスタイルができ上がっていました。他にはひたすらおいしい食べ物を検索してそれで一つの紙を作っていましたけれども、みんなでこの国を英語で紹介するという目的だけが全員共有していて、学べることはそれぞれ少し違うという、個別最適化された学びが一つ実現できつつあるのかな、と感じました。またよければ、資料を見ていただければと思います。

それから次ですが、各教科の部分とはぼしまして 2 4 ページですけれども、特別支援教育における I C T 機器の活用ということで、これは先ほど申しました個別最適化という部分でいうと、特別支援教育だけを取り立てるといふことも必要がなくなってくるのではないかなと思いました。今朝、若江小学校で i P a d を使った夢 T R Y 科の授業がありましたけれども、文字の入力をするのにローマ字入力しようとする子、それからスマホと同じようにひらがな入力をする子と、入力方法はバラバラですが目的としては先生に自分の意見を提出することが目的であったので、入力方法の指定はないというような授業がありました。ですから、そういった意味合いで言いますと、それぞれが持っている力を最大限発揮してその時間に与えられた課題を考え、しっかりとこなすというような学びの一端を見ることができました。ただ、まだまだ先生の方が慣れていない部分もありましたので、その部分については今後の積み重ねが必要かなと思います。

続きましてオンライン教育についてということで、ここでは太字にしているところが一

番強調したいところです。東大阪市では非常時にも慌てないオンライン学習環境を構築し、児童生徒と教職員に加えて保護者もオンライン活用スキルを習得するために、平時から発達段階や習熟度に考慮しつつ、積極的な活用を推進して参りたいとしています。情報端末を持ち帰るということは今の段階で国もそこまでしっかりと想定してるといわけではないのですけれども、やはりこのコロナ禍ということではと家庭での学習ということの学習保障が必要だろう、それを特別なものにしないために平常時から行っていきたいと考えております。その流れをイメージとして示しているのが、一番下のオンライン活用スケジュールイメージです。ここには具体的な日付等を入れておりませんが、あくまでイメージとしましては、第1段階で一人一台のタブレットPC配布と通信環境の確認で、これは現在進行中で4月の末ぐらいまでにこれができるというイメージです。そして第2段階の日常的なタブレットPCの活用という部分につきましては、4月からできれば第1学期中にできればいいかなと考えております。そして、同時並行として個別の事情を有する子どもへの対応、そして、最終的には多様な学習スタイルを認められるような、そういう授業づくりになれば、と考えております。次のページには、あえて現状の子どもたちの様子というのを大きく2点載せております。一つは児童生徒の授業時間以外の学習状況です。平日1時間以上勉強する子は小学校6年生では26%、中学校3年生では42%というのが平成31年度のアンケート結果で、裏返せば小学校6年生の74%、中学3年生の58%は平日の授業時間以外での学習時間1時間未満である、そういった一つの課題があります。また2番目、児童生徒の家庭における計画的な学びの状況ということで、これは小学校6年生で58%、中学校3年生46%で、裏返しますと小学6年生のうちの42%、中学3年生の54%が計画的な学びという部分について課題があります。主体的に学ぶという部分について本市の子どもたちに大きな課題が見えて取れることから、ICT機器を活用することによって、より主体的に学ぶための要素を示しております。その中で一つ具体的なものとして、ドリル学習型のアプリケーションというのを明示しております。本来ICT機器は自由に学ぶ活動として使ってもらいたいものだと思っておりますが、今の社会的な受験のあり方でいうと、やはり知識量を問われることというのは、現段階では仕方

がないと思っております。そういう意味合いで言うと、ドリル的な学習というのも必要だろうということを示させていただきました。また、27ページに、「学習が楽しければ自然と相対的にチャットやゲームを行う時間が減少することを期待します。」と記載しています。文部科学省が様々なプロジェクトの時に、日本の子どもたちはICT機器に触れる時間のほとんどをゲーム等に費やしてしまっているとっておりますので、その時間の幾らかを自ら学ぶ時間にして欲しいという思いでこういう表記をしております。それ以外にも家庭との連絡ツールや、遠隔地とのオンライン授業についても使いたいということを示しております。次に28ページですけれども、個別の事情を有する子どもへの対応ということで、特別支援の観点だけではなく母語の違いや、ひきこもり・不登校がちな子どもなど、個々の事情というのも、しっかりと考えた対応をしていきたいと考えております。次に多様な学習スタイルへの対応ということで、佐賀県が最初に始めました反転授業というものも視野に入れて、主体的な学びを求めていきたいと思っております。そして、これはかなり飛躍してるんですけれども、最後の段落に書いておりますのが、SINETについてです。これは学術通信ネットワークと言いまして、大学以上の高等機関が様々な学術資料にアクセスできるためのネットワークです。小学生は難しいかもしれませんが、中学生ぐらいからアクセスできるということもあっていいのではないかという、一つの大きな夢を記載しています。続きまして29ページ、非常時におけるオンライン活用ということで、学びの保障にとどまらず、子どもたちの安全安心を見守る機能をオンライン環境で持たせたいというのが東大阪市としてのスタンスです。その中で、長期休業中の繋がり保証、オンラインホームルーム、オンライン授業、オンライン学習、その他のオンライン活用としてオンライン発表会やオンライン懇談会、そのようなことまで可能性があるということを示すものとして記載しています。最後に今後の課題として挙げている部分につきましては、現場としてこのあたりをしっかりと理解して欲しいことを示しています。

続きまして32ページの情報モラル教育及び情報セキュリティ教育の推進です。ICT機器を活用するために、この2つは欠かせないものです。子どもたちには機器を活用して欲しいのですが、そのためにはこの部分をしっかりとやる必要があるということでここに記

載しています。

続きまして33ページの教職員研修です。ICT機器を活用するにあたっては、教職員のスキルアップということも必要であろうということで、最後に記載しております。

このような形で現場に対して、東大阪市教育委員会としてはこういった思いでICT教育を進めていきたいというメッセージを発信するものとして、この基本方針（案）を作成いたしましたので、ご意見くださいますようお願いいたします。

【土屋教育長】

今、諸角教育次長から説明をいたしましたけれども、基本方針につきましては、本格的なICTを活用した教育を本市において進めていくにあたって、基本的な考え方、在り方を示すことによって、各学校で同じ方向で同じ考え方で取り組んでいけるようにという思いで作成をしております。しかし、ICTを活用した教育について我々が本格的に取り組んでいくのは将来のことでございます。この基本方針については、教育委員会事務局の中で様々な考えや知恵を結集して作ったわけでございますけれども、これから実際にICT機器を使った本格的な教育が始まる中で、内容については改訂を重ねていく必要があると考えております。まず令和3年度が始まるにあたって、市立学校での大きな目標、考え方を共有する、その内容については今後実践の中で必要に応じ改訂していくといったことを補足させていただきます。

【土屋教育長】

配布資料の新喜多中学校の全員参加のアクティブラーニングとはどのようなものですか。

【諸角教育次長】

日常会話ということがこの授業のテーマでした。これまでは、子どもたちが一人ひとりが文書を作って、その文章を通り書いてる通りにお互いに言い合うということの授業だったのですが、シナリオが無い形での学びということで、子どもたちが交流し合っていたと

というのが印象的でした。やはり子どもたちは話すことがとても好きです。そういう話す場面をたくさん用いたアクティブラーニングというようなイメージでした。

【土屋教育長】

これはタブレットを活用していたのですか。

【諸角教育次長】

これは電子黒板だけです。

【土屋教育長】

I C T機器の本格的な活用はまだなのですが、40台、80台と入っている中で、具体的な活用等について、森田参事はどのように考えていますか。

【森田学校教育部参事】

私も何度か見ておりますけれども、先生が教える一斉授業の限界というのがあったと思います。進度も違うし考えも違う中で、先生方も相当ジレンマを感じながらやっていたのが、I C T機器を使うことによって、自分の今の状況の中でできることをやっていけるということ、つまり、子どもたちがついていけなければ、下を向いて時間が退屈であったりとかいうようなしんどさもあったんですけれども、個別最適化された活動ができていくことで、一人ひとりの学びに向かう力といいますか、顔をあげて思考している、という姿がよくわかります。国の方では、タブレットを1日の中でどれぐらい使用するのか検証されると聞いていますが、健康のことも当然考えながら使っていかなければなりません。東大阪市の子ども達は高いポテンシャルを持っていると思っておりますので、I C T機器を活用することによって、子どもたちの思考、表現、創造に繋がっていくと期待しています。ただ、実際具体的な運用の中で、初めてのことでありますので当然課題も出てくるだろうと思っておりますので、学校が混乱しないように、我々として今準備できること、課題の洗い出しをしながら進め

ていきたいと考えています。

【土屋教育長】

今日は教育センターの職員が来ておりませんが、教員に対する研修ですとか、その辺りの全体的な状況についてはどうですか。

【諸角教育次長】

i P a d 操作の基礎研修はほぼ全校終わっています。訪問した学校で一番聞くのが、スキル研修が一番最初にすると、その後は特に研修は必要ないということです。先生方は自分なりに使い方を自分たちで編み出していくので、それを楽しんでいます。ただ、やはり若い先生はどんどん使っているけれども、一定の年齢以上の方は少し距離を置いているという部分が課題かと思えます。

【土屋教育長】

学校でのLAN環境の整備状況であったり、タブレット端末の配置スケジュールといった流れについてはどうでしょうか。

【堤教育長職務代理者】

少しよろしいですか。この方針を出されたのは文科省とか色々なエビデンスがあって、内容については異論はございません。この内容についての具体的なスケジュールについてお伺いしたいと思います。その中で特にポイントである、ITを使った授業、個別最適化された学習については、先生方が発展的に取組んでくれると思います。全体の方針はよくわかりましたが、そういう取組みの東大阪市としての工程がわからなくてはならないと思います。だからこれを推進していくときに、2つの大きな問題があります。一つはセキュリティポリシーの件、もう一つは予算の件です。これから来年度予算のヒアリングの時期になってくるかと思いますが、前から申し上げておりますけれども、地教行法第25条に、

教育長に対する事務の委任についての規定がありますよね。第29条には「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合は、教育委員会の意見をきかなければならない」とあり、第25条ではその項目は教育長に委任できない事務とされております。今後、この基本方針に則って予算を組み立てていかれると思います。その事については、予算について権限を持つ市長に具申するわけですよね。その前には必ず教育委員会議に諮っていただきたいと思います。意見をきちんと聞いていただき、この会議で決定したとしていただきたいと思います。また、文科省のHPに学習者用デジタル教科書普及促進事業のことがありますけれど、本市での取組みはどのようになっていますか。

【岩本学校教育部長】

来年度当初予算の作業をしております。今ご意見のありました学習者用デジタル教科書普及促進事業について、文科省から示されております。前の市長を交えた意見交換会でも学習者用デジタル教科書法取り入れたいということで、説明いたしました。この事業は国の100%補助でございます。本市では小学校5・6年生の1教科で、中学生は1年生から3年生までの2教科で、この学習者用デジタル教科書を令和3年度に入れていきたいということで、現在教科書会社に見積もりを依頼している段階です。

【堤教育長職務代理者】

これは、補助を獲得できたとしても初年度だけですよね。今後、どのような計画でデジタル教科書を配備していくのですか。本当に必要な優先する教科は何なのか、或いは必要ではない教科もあるかもしれません。そういうことも含めて、予算に関することはお諮りいただきたい、そう思います。まず、計画に関してお答えいただけますか。

【諸角教育次長】

方針は大きな方向付けということで学校園に示したもので、その中で具体的にどれぐら

いことができるのかということと言えますと、まず今年度は非常時において、ドリル的な学習ということで e-ライブラリを活用してきたのですが、その活動については、学校現場からの意見等を聞きながら来年度の予算化に向けて検討をして、ドリル学習についてはここ数年使っていきたいと考えています。それから、コミュニケーションツールとして使うということと言えますと、高速LAN環境が整いますので加えての予算発生は必要ないと考えております。家庭で用いるためのモバイルルーターはまた別の話になりますけれども、高速LAN環境が整えば、新たに学校で整備するものはしばらくありませんので、ロイノート等の学習支援ツールはそれをしばらく使っていくというところです。

【堤教育長職務代理者】

それはどなたが決められたのですか。

【諸角教育次長】

プロジェクトチームの中で意見を出し合って、このような仕様でいきたいと決めました。

【堤教育長職務代理者】

私達は知りません。それを引き続き使うのであれば、計画の中で示していただきたいと思います。複数年使うということになっても、毎年予算を要望していくのですよね。それについて、予算を具申するのですよね。それはきちんと諮っていただきたいです。教育長、お答えいただけますか。

【土屋教育長】

今、堤委員から予算についてご意見がありました。予算編成権は教育委員会にはありませんので、教育委員会の場で予算を決定することには…

【堤教育長職務代理者】

何も決定とは申し上げておりません。議論が無いということを行っています。

【土屋教育長】

そういうことの中で、あえて意見具申という言葉が使われていると思います。意見具申という形で過去に教育委員会議で扱ったことは、少なくとも私が教育長に就任してからは無かったと思います。ただ、一つひとつの事案、例えば電子教科書として採択すべき教科はどうなのかといったことについては教育の内容ですので、このようなことについては教育委員の皆様にもご相談させていただく必要もあるかと思います。

【堤教育長職務代理者】

予算権というよりも、予算をこのように使いたいということをして市長に意見を言うということではないのですか。この予算をここに付けて欲しいということをして教育委員会で決めているわけで、予算について意見を言うことは教育長に委任できないとされているので、教育委員会議で決めなければならないのではないのですか。文科省が地教行法第25条、第29条に基づいて書いている資料にもそう書いてありますが。

【土屋教育長】

予算編成作業として、今、財政当局に予算要求をしているところです。この予算要求について、少々わかりにくい制度なのですけれども、予算要求する権限は教育委員会にはありません。今、教育委員会事務局職員がしている事務は、長の事務の補助執行としてしております。この辺りのことについて、教育委員会が決定するというにはなりません。ただ、予算の前提となる教育方針については、教育委員の意見も踏まえて決めることは至極当然のことですので、ご意見を伺っていきたいと思っています。しかし、予算要求についてはまた別のものと捉えていただければと思います。

【堤教育長職務代理者】

予算に対する権限がないから市長に意見をあげるということですよね。その意見について何の説明もないということについて、おかしくないかと申し上げているのです。

【土屋教育長】

今やっているのは予算要求で、意見聴取の手続きとは全く別のものです。

【堤教育長職務代理者】

長に具申する意見については、委任できないこととされているわけですよね。

【土屋教育長】

具申という形で教育委員会議で取り扱ったことは私が就任してからはありませんし、専決したこともありません。過去に議案としてあげたことがあるかどうかということは、この場では定かではありませんが…

【堤教育長職務代理者】

文科省の資料に「教育事務の予算その他議会の議決を経るべき事項の議案について長に具申する意見に関すること」と書いてあります。

【土屋教育長】

議案として上程する教育に関することについては、日程の都合上、臨時代理処理をした上で、翌定例会で報告しています。

【堤教育長職務代理者】

それについて長に具申しないといけないわけでしょう。議決を経るべき議案についてと書いてありますよね。意見に関することは委任できないとなっているのに、勝手にしてい

るじゃないですか。説明も議論も何もないじゃないですか。

【土屋教育長】

先ほども申し上げましたが、臨時代理処理の場合は、翌定例会で報告を…

【堤教育長職務代理者】

だから、ここに委任できないと書いてあるじゃないですか。

【土屋教育長】

簡単に言うと、私の名前ですることが委任ということになりますので、少し説明しますと…

【堤教育長職務代理者】

いくら申し上げても、法第25条、第29条の解釈の話になってしまいますから、ここでは結構です。もう一度、きちんとした形で提案いたします。

【笠松教育政策室次長】

教育長からも説明がありましたように、予算の編成権及び提案権は市長にしかありません。そこはご理解していただいていると思います。その中で、予算として市長が議会に提案するものの中で教育行政に関係するものについては、法第29条により教育委員会に意見をきかなければならないと定められています。これが意見聴取と言われるもので、これが法第25条第2項第6号において教育長に委任できないとされております。ですので現状は、予算を提案する中身を教育長が決裁をしているということはありません。意見聴取については、市長から依頼のあった市議会に提案する議案のうち教育行政に関連するものについては、教育委員会議でお話していただいて意見があれば市長に提出する、というのが法の主旨で…

【堤教育長職務代理者】

市長から求められた時とは書いていません。

【笠松教育政策室次長】

市長から議会に予算を提案する際、市長から教育委員会に対し、教育に係るものはこれですのでご意見があればいただきたいという依頼をもらっています。これが意見聴取です。それについては、市長から議会に提出する予算が固まる時期と、議会に上程する時期の間が非常にタイトで、教育委員の方々に議論をいただく場を設けられておりませんので、臨時代理処理をさせていただき、翌定例会で報告をさせていただいております。翌月に報告するだけでは間があいてしまいますので、メール等で事前に報告をさせていただいております。

【堤教育長職務代理者】

日程的に難しいからといって、ここにはしてはいけないと書いてあるのにしているわけですね。

【笠松教育政策室次長】

いえ、ですので教育長専決をすると法に反することになりますので、事前にご連絡をさせていただいた上で臨時代理処理をしております。

【堤教育長職務代理者】

事実上、議論も無いままに決めたことを予算として承認されているわけじゃないですか。

【笠松教育政策室次長】

予算案として固める前に市長との意見交換会や協議会等において…

【堤教育長職務代理者】

ですので、そのプロセスがおかしくないかと申し上げておりますので、きちんと改めて説明してください。

【土屋教育長】

また改めて説明する機会を設けます。その辺り教育委員の考え方がどう予算に反映されるのかということについては制度論以外にもあるわけで、前回の市長との意見交換会においても予算を含む主要な事業案を出させていただきました。当然、市としても制度として予算の編成権が市長にあるからといって教育委員会には意見をきかなくていいとは当然ではないので、そういう事について予算編成権者である市長が主催する総合教育会議などを通じながら、少しでも反映できる工夫は必要であると考えています。

【堤教育長職務代理者】

先だって意見交換会を行ったのですが、それから一月経って何も反映されていないわけですね。そういうことはいかがなのでしょう。子どもたちが新しい時代を生きていく上で必要な力をつけていかなければならない中で、今までどおりでいいのでしょうか。この方針についても、ICTの専門家を入れていかなければならないと申し上げたと思いますが、特に報告もありません。ですから子どもたちのためにこんな体制で良い教育ができるのかと思います。地方自治体の喫緊の課題に対してどのようなことが望まれているかといいますと、子育て世代の希望を叶える教育環境の整備ということが求められています。急激に進む人口減少と少子高齢化のために、課題を解決しなければならないと漢検のアンケート調査にも書いています。教育環境が整うことで子育て世代の満足度向上や信頼が深まるとも書いています。だからあえて、これを提出します。まずは子育て世代の希望を叶えましょう、子育て世代の満足度を向上させましょう、信頼できる教育をやっていきましょうということにおいて、私が指摘していることは非常に重大だと思っておりますので、前向きに取り組んでください。最後に、セキュリティポリシーについてどうなっているかお答えい

ただけますか。

【北林学校施設整備監】

セキュリティポリシーについては、GIGAスクール構想に基づく来年度に向けての整備の中で、例えば当初はなかったモバイルルーターの件でありますとかでてきておりますので、最終的な改正は年度末をもって行いたいと思います。ただ、新型コロナウイルス感染症の第3波が来たのではないかとされている中で、例えばリモートの会議でありますとか、そういったニーズがあることは承知しています。そこを五月雨的に改正を行っていくのではなく、現行にある「教育長が特に必要と認めるもの」という条項を活用して今年度は対応し、最終的に来年度必要な環境を整理したうえで改正を行ってまいりたいと考えております。

【堤教育長職務代理者】

なぜ教育長が求める時なのですか。現場の先生方ではないのですか。

【北林学校施設整備監】

教育長が認めるものでございます。現場がして欲しいということに対して、教育長が例外的に認めるという形で、今年度は対応していきたいと考えています。

【堤教育長職務代理者】

セキュリティポリシーは教育長が認めたら変わるのですか。セキュリティポリシーはそういうものなのですか。

【北林学校施設整備監】

セキュリティポリシーは理念的なもので罰則があるわけではありませんけれど、そのルールを超える状況が今このコロナ禍であろうかと思えます。それについての改正は、最終

的には年度末に合わせて行いたいと考えておりますので、今年度については、そのルールを超える部分については教育長が特に必要と認めるときという条項で対応していきたいということでございます。

【堤教育長職務代理者】

現に、現場では非常に困っていることがあると聞いています。そういうことができるのであれば、なぜもっと早くに対応していただけなかったのですか。このセキュリティポリシーについても、教育情報ガイドラインが文科省から令和元年12月版として出ていますが、東大阪市は平成21年から更新されておられません。個人情報の取扱いについては平成20年、インターネットに接続する教育用コンピューター管理運営に関しては平成11年です。これで今までの研修もそうですし、コロナ禍で不便があり、子どもの教育に対し支障があると聞いています。北林学校施設整備監のところの範疇であるのであれば、早急にきちんとした段階、手続を踏んで改正してください。

【北林学校施設整備監】

先ほどから答弁しておりますように、セキュリティポリシーの改正については、今年度は残り5ヶ月程ございますので、この間にまた社会情勢の変化等があると思います。セキュリティポリシーは大きな改正が必要と考えておりますので、年度内には必ず改正してまいります。それまでに必要なことにつきましては教育長が特に必要と認めるものという条項で対応し、年度末に大きな改正をしていくということでございます。

【堤教育長職務代理者】

どのように改正したかということについてはご報告いただけますか。

【北林学校施設整備監】

最終的には3月31日なのか4月1日なのかという日付の問題はございますけれど、令

和3年度を迎えるにあたってセキュリティポリシーの改正は行いますので、教育委員の皆様には、こういうことが必要ですのでこういう改正をしますというご説明をさせていただきます。

【堤教育長職務代理者】

端末の整備状況についてお聞かせいただけますか。

【北林学校施設整備監】

端末につきましては7月にプロポーザルを実施しまして、大塚商会という事業者に決まりました。計27,000台の端末を、年度末までに納入するという事で現在動いております。その端末につきましては、業者との調整の中で、12月末、1月末、2月末の3段階にわけて納入していく段取りで調整しています。一方で、今現在学校にあるiPadについては、大塚商会ではなく一つ前に整備を担当した内田洋行という業者が5,300台ほど納入しています。現在使用している5,300台を含めて1人1台環境の確立ですので、現在のiPadの設定変更も必要となっています。といいますのも、現在のiPadは内田洋行が設置したアクセスポイントを経由しておりますが、GIGAスクール構想で新たに大塚商会が整備するアクセスポイントに接続する必要があるからです。この5,300台を回収して、どのように設定変更するかという点と、来年4月までに子どもや先生方に少しでもタブレットを触っていただいて、慣れていただきたいというジレンマがある中で、3段階で納入してもらうスケジュールと現在のタブレットを引き上げるスケジュールの調整しておりますので、来月にはこのスケジュールを示させていただきます。

【堤教育長職務代理者】

さっき警察の方が説明されたときに、先生方にタブレットを配ったとおっしゃっていただけです。

【北林学校施設整備監】

画面とキーボードが分離する校務用パソコンのことであろうかと思えます。

【山中委員】

このコロナ禍で大変な中、ICTに関してよく纏めていただいたと思っております。諸角教育次長が仰られた、新世代の先生と、そうでない方との差が出てくると思えます。そこに対して、今後研修もされていくと思えますが、その辺り本当に4月からスタートで、慣れていない方もそこそこのレベルに引き上げることができるのでしょうか。

【諸角教育次長】

これはまだ私の個人的視点ということでお聞きいただきたいのですが、ここ何校か回っていく中で多くの校長がおっしゃるのは、先生もスキル習得のスピードが違うこと、一定の年齢以上の方がなかなか難しいということです。ですが、その先生のクラスは使えないかということとそんなことはなく子どもが使えるので、その先生が子どもが使うことを容認してあげて、今まで先生が教えるというような凝り固まった授業感ではなく、子どもが学んでいくのをしっかりと支援していくというスタイルを持つことによって、各クラス間の差というのではないだろうと今の段階では考えています。

【山中委員】

配付していただいている資料は、まさしくベストプラクティスだと思います。IT機器に慣れていない先生がこういうものを見ることで、やらなくてはならないと感じているものなのではないでしょうか。

【諸角教育次長】

学校には、タブレットが40台、80台入っておりますが、すごく興味関心を寄せておられるというのは感じております。一定の年齢以上のちょっと苦手感を持っておられる

方々も、やらないといけないという思いは持っていると感じています。ただ、実際台数がそれほどありませんので、それがそれぞれの学校に配布されていったら、自然としなければならぬだろうという状況にはあると思います。

【村上委員】

教育効果が高まっていくことは非常に良いことだと思います。一方、情報モラル教育については、特にこのご時世では大事だと感じています。そこら辺りの教職員研修というのはしっかりと行っておられますか。

【諸角教育次長】

仰っておられる研修の最低限は今年度中に行っていく予定です。ただ、失敗することを通して学ぶということを学校現場が恐れるというような風潮になってきています。ICT機器が入ることによって、駄目なことをしたときにどう改善するか、命に関わる部分は全く別ですけれども駄目なことを身をもって知るといふ、学校がこれまでやりにくかったことを容認し試行錯誤してできない中で学んでいくという、プログラミング学習の一番の基本の考え方のようなスタイルの教育で、子どもたちも色々と失敗をしながらしっかりと改善していくという教育に方向が向いていくと思います。

【村上委員】

家庭との関係も大事かと思いますが、保護者に対する研修というか啓蒙のようなことはどうですか。

【諸角教育次長】

ある学校の校長先生が先日 e-ライブラリを家庭で行ってくださいと言った時に、ある家庭から、私の家は親が見ていないときに使わすことはしないというポリシーなのでない、という家庭があったというのを聞いております。そういう部分については一定それも

尊重しつつも、やはり時代の大きな流れの中で、家庭での活用も必要だということは地道に啓発をする必要があるかなと思います。新たな教育というのは、地域や保護者、そして私たち一定の年齢を過ぎた大人にとっては、余りにも加速度的に変わっていくことに対して恐れはあるかと思いますが、様々な広報活動を通して緩和していきたいと考えております。

【秦委員】

なにをしたらいけないのか、保護者自身も把握していなければならないと思います。小学校1年生と6年生とでは使い方も全く違いだと思いますし、高学年になれば違う使い方をしてしまうこともあるかもしれません。保護者もそういうことを認識できるような啓蒙があれば、子どもも保護者も知っているんだということを意識すると思いますので、その辺りは必要かなと思います。もし子がスマホ等を長時間使っていて睡眠不足になり、授業参加が疎かになってしまってもいけませんので、子をもつ保護者の認識も大切であると思います。

【森田学校教育部参事】

スマホ等の使い方については、子どもたちはもちろん、保護者にも啓発をしているところでは、一人一台のタブレットが入ってくる中で情報モラル教育のツールも入っておりますので、保護者にも見ていただきながら発信してまいりたいと考えています。

【土屋教育長】

他にございませんか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第44号」から日程第3「議案第46号」までの案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。日程第1「議案第44号」から日程第3「議案第46号」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決することと決しました。

【土屋教育長】

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より感謝状の贈呈及び後援名義使用承認の概要を一括報告)

【土屋教育長】

この際ですので、ご質問、ご意見等はございませんか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和2年12月14日(月)午後2時開会予定にしております。

【土屋教育長】

それでは、これもちまして閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	山 中 雅 仁